

寒川町未熟児養育医療に関する規則新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(給付の申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の生活状況を証明する書類は、次のとおりとする。ただし、町長は、当該書類により証明される事項を公簿等により確認することができる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により市町村民税を課されていない者(前号に掲げる者を除く。)にあっては、市町村長が申請の日の属する年度 _____ の市町村民税が非課税又は免除とされている旨を証明する書類</p> <p>(3) 所得税法(昭和40年法律第33号)の規定により所得税を課されていない者又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定により所得税が免除されている者(前2号に掲げる者を除く。)にあっては、税務署長又は源泉徴収義務者が申請の日の属する年の前年 _____ の所得税が非課税又は免除とされている旨を証明する書類並びに市町村長が申請の日の属する年度の市町村民税の均等割額及び所得割額を証明する書類</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> | <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(給付の申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の生活状況を証明する書類は、次のとおりとする。ただし、町長は、当該書類により証明される事項を公簿等により確認することができる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により市町村民税を課されていない者(前号に掲げる者を除く。)にあっては、市町村長が申請の日の属する年度(その日の属する月が4月から6月までの月である場合にあっては、前年度。次号において同じ。)の市町村民税が非課税又は免除とされている旨を証明する書類</p> <p>(3) 所得税法(昭和40年法律第33号)の規定により所得税を課されていない者又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定により所得税が免除されている者(前2号に掲げる者を除く。)にあっては、税務署長又は源泉徴収義務者が申請の日の属する年の前年(その日の属する月が1月から6月までの月である場合にあっては、前々年。次号において同じ。)の所得税が非課税又は免除とされている旨を証明する書類並びに市町村長が申請の日の属する年度の市町村民税の均等割額及び所得割額を証明する書類</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> |
| <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>別表(第8条関係)</p> | <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>別表(第5条関係)</p> |

徴収基準額表

| 世帯の階層区分 | | 基準 月額 | 加算 基準 月額 |
|---------|-----------------------------------|------------|----------------|
| (略) | | | |
| B階層 | A階層に属する世帯を除き、現年度分_____の市町村民税非課税世帯 | 2,600 円 | 260円 |
| C階層 | 前年分_____C1階層 現年度分の市町村民税の均等割のみ課税世帯 | 5,400 円 | 540円 |
| | _____C2階層 現年度分の市町村民税所得割課税世帯 | 7,900 円 | 790円 |
| | _____の所得税非課税世帯 | | |

徴収基準額表

| 世帯の階層区分 | | 基準 月額 | 加算 基準 月額 |
|---------|---|------------|----------------|
| (略) | | | |
| B階層 | A階層に属する世帯を除き、現年度分(第2条第1項に規定する申請の日の属する月が4月から6月までの月である場合にあっては、前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯 | 2,600 円 | 260円 |
| C階層 | 前年分(第2条第1項に規定する申請の日)の属する月が1月から6月までの月である場合にあっては、前々年分。以下同じ。)C1階層 現年度分の市町村民税の均等割のみ課税世帯 | 5,400 円 | 540円 |
| | _____C2階層 現年度分の市町村民税所得割課税世帯 | 7,900 円 | 790円 |
| | _____の所得税非課税世帯 | | |

| | | | | |
|--|---|--|--|--|
| 帯 あ て、 年 分 市 村 税 均 割 は 得 課 世 帯 | で っ 現 度 の 町 民 の 等 又 所 割 税 | | | |
|--|---|--|--|--|

(略)

備考

- この表において「均等割」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割(この所得を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)をいう。この場合において、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- この表において「所得税」は、所得税法、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」により計算するものとする。ただし、所得税の額を計算する場合に

| | | | | |
|--|---|--|--|--|
| 帯 あ て、 年 分 市 村 税 均 割 は 得 課 世 帯 | で っ 現 度 の 町 民 の 等 又 所 割 税 | | | |
|--|---|--|--|--|

(略)

備考

- この表において「均等割」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割(この所得を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)をいう。この場合において、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- この表において「所得税」は、所得税法、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」により計算するものとする。ただし、所得税の額を計算する場合に

は、次の規定は適用しないものとする。

(1) (略)

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項 _____、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項の規定

(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条 _____

_____の

規定

3～7 (略)

8 備考4から備考6までにより算定した費用の徴収額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

9 (略)

(加える)

は、次の規定は適用しないものとする。

(1) (略)

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項 _____の規定

(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項の規定

3～7 (略)

8 備考4から備考6までにより算定した費用の徴収額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

9 (略)

10 次のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年(1月から6月までの間に利用する場合においては、前々年。以下同じ。)の所得(地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額をいう。以下同じ。)が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱うものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他

その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。))以下である子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。)に限る。)を有するもの(次号に掲げる者を除く。)

(2) 前号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子に限る。)を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

(加える)

11 備考10の規定により、寡婦又は寡夫とみなした者のうち市町村民税非課税として取り扱う者以外のものに係る備考1の規定による所得割の額を計算する場合は総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、備考10第1号又は第3号に該当する場合にあっては26万円を、備考10第2号に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税を計算する場合は総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、備考10第1号又は第3号に該当する場合にあっては27万円を、備考10第2号に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

～略～

～略～

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。